

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2021年6月28日

【会社名】 株式会社 シャルレ

【英訳名】 CHARLE CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 林 勝哉

【本店の所在の場所】 神戸市中央区港島中町七丁目7番1号

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記において行っております。)

【最寄りの連絡場所】 神戸市須磨区弥栄台三丁目1番2号(本社)

【電話番号】 078(792)7419

【事務連絡者氏名】 取締役 濱野 正治

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2021年6月23日開催の当社第46回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円

配当総額 158,357,640円

効力発生日

2021年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更等を行い、併せて、監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設ける。

事業内容（事業目的）について、より現状に即した内容に改めるとともに、2020年8月17日付にて子会社化した株式会社田中金属製作所及び株式会社WATER CONNECTの事業目的を追加する。

資本政策及び配当政策の実施を機動的に行うことができるよう剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができるようにする。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、林勝哉、山縣正典、高畑則雄、千本松重雄及び濱野正治を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、吉田金吾、岸本達司、井出久美及び茂永崇を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額1億96百万円以内（うち社外取締役分年額27百万円以内）と定める。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額34百万円以内と定める。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権（無効を含む）の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個） （無効を含む）	決議の結果	
				賛成率	決議結果
第1号議案	97,884	3,803	0	96.26%	可決
第2号議案	97,827	3,860	0	96.20%	可決
第3号議案					
林 勝哉	97,499	4,188	0	95.88%	可決
山縣 正典	97,831	3,856	0	96.21%	可決
高畑 則雄	97,798	3,889	0	96.18%	可決
千本松 重雄	97,802	3,885	0	96.18%	可決
瀨野 正治	97,852	3,835	0	96.23%	可決
第4号議案					
吉田 金吾	97,100	4,587	0	95.49%	可決
岸本 達司	97,606	4,081	0	95.99%	可決
井出 久美	97,709	3,978	0	96.09%	可決
茂永 崇	97,699	3,988	0	96.08%	可決
第5号議案	97,442	4,245	0	95.83%	可決
第6号議案	97,355	4,332	0	95.74%	可決

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案、第5号議案及び第6号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 比率の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権の数に算入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上